

令和3年1月18日

保護者の皆様へ

県立三木高等学校
校長 高橋 信之

緊急事態宣言を踏まえた対応について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、1月13日、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、引き続き、学校においては感染防止対策を徹底しながら教育活動を行ってまいります。ご家庭においても下記についてご協力をお願い致します。

記

1 引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

- (1) マスクを必ず着用し登校する。
- (2) 手洗いを徹底する。
- (3) 毎朝の検温を実施し、登校前の健康観察を行い、発熱等の風邪症状のある場合は登校しない。
- (4) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。
- (5) 20時以降の不要不急の外出を自粛する。
- (6) リスクが高いとされている活動を行わない。

※なお、(3)、(4)に該当するため欠席する場合は、必ず保護者から学校へ状況等の電話連絡をお願いします。

2 部活動について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。
また、活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
- (2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、練習試合、合宿は行わない。

3 心のケアについて

学校において、きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら、生徒の心身の健康に適切に対応してまいりますので、ご家庭において不安なことや心配なこと等がありましたら、遠慮なく担任等へご連絡くださいますようお願い致します。